

奄美アイランドドローン株式会社
定 款

令和5年11月28日 作 成



奄美アイランドドローン株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、「奄美アイランドドローン株式会社」と称する。英文では、「Amami Island Drone Co.,Ltd.」と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)ドローンを活用した各種サービス
- (2)前号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を鹿児島県大島郡瀬戸内町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役

(存続期間)

第6条 当社の存続期間は会社成立の日より令和8年3月31日までとする。

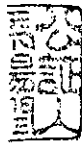
第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、1,500株とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。



(株券の不発行)

第9条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株式の取扱)

第12条 当会社の株式の名義書換、質権の登録、その他の株式に関する取扱及び手数料等については、取締役会で定める株式取扱規定による。

第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役



社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 18 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は、3 名とする。



(取締役の選任)

第 22 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を統括する。

(取締役会の招集及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

4 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

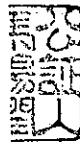
(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出



席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の数)

第 30 条 当会社の監査役は、1 名とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

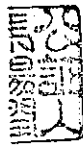
(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。



(剰余金の配当)

第 35 条 剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当金が支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

2 配当金には、利息をつけない。

第 7 章 解散

(解散事由)

第 37 条 当会社は、次の事由によって解散する。

- (1) 定款で定めた存続期間の満了
- (2) 定款で定めた解散の事由の発生
- (3) 株主総会の決議
- (4) 合併(当会社が消滅する場合に限る。)
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 会社法第 824 条第 1 項(会社の解散命令)又は同法第 833 条第 1 項(会社の解散の訴え)の規定による解散を命ずる裁判

第 8 章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第 38 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 2300 万円とする。

(最初の事業年度)

第 39 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(発起人の名称及び住所)

第 40 条 各発起人の名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数、及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。



鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津 23 番地

瀬戸内町

300 株 金 1500 万円

東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号

日本航空株式会社

160 株 金 800 万円

(設立時の役員)

第 41 条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役 登島 敏文

設立時取締役 四倉 甲三

設立時取締役 水野 大介

設立時代表取締役 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字宮前 5 番地 5

登島 敏文

設立時監査役 棚橋 直樹

(設立後の本店所在場所)

第 42 条 当会社の設立後の本店所在場所は、次のとおりとする。

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津 23 番地

(設立後の資本金の額)

第 43 条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とすることとし、当会社の設立後の資本金の額は、金 2300 万円とする。

(定款変更)

第 44 条 附則第 38 条、第 40 条乃至第 43 条の規定は、当会社の成立の日をもって自動的に削除されるものとする。

2 附則第 39 条及び本条の規定は、当会社の最初の事業年度の末日の経過をもって自動的に削除されるものとする。

以上、奄美アイランドドローン株式会社を設立のため、発起人瀬戸内町及び日本航空株式会社の定款作成代理人である司法書士木村昭一郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。



令和5年11月28日

発起人 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津 23 番地
瀬戸内町
町長 鎌田愛人

発起人 東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号
日本航空株式会社
代表取締役 赤坂祐二

上記発起人 2 名の定款作成代理人
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋松江 4 番地 3
司法書士 木村昭一郎

司法書士
木村昭一郎